



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

麻酔科医が業務委託契約先の病院から受ける報酬 ～ 「社会保険診療報酬の特例」適用の可否 ～

措置法26条1項は、医業を営む個人が社会保険診療につき支払を受けるべき金額を有する場合において、当該社会保険診療に係る費用として必要経費に算入する金額を、概算経費率に相当する金額とする旨定めています。今回は、この特例を適用することができるか否かを争点とする最新の判決をご紹介します。（令和2年1月30日東京地裁・棄却・控訴・Z888-2318）

<事案の概要>

保険医療機関であるAクリニックを個人で開設する麻酔専門医である原告は、他の複数の保険医療機関（各病院）との業務委託契約に基づき各病院で実施される手術（本件手術）において麻酔施術を行い、その対価として各報酬を受けていました。本件は、原告が、各報酬について措置法26条所定の概算経費により事業所得を計算して申告したところ、処分行政庁から更正処分等を受けた事案です。（消費税については省略）

<裁判所の判断>

東京地裁は、各報酬額は、措置法26条1項にいう「社会保険診療につき支払を受けるべき金額」に該当しないから、概算経費額を必要経費に算入することができないとして、その理由を次のように判示しました。

- 1 健康保険法においては、人と物とが結合された組織体である保険医療機関が療養の給付の担い手となるものとされており、また、保険医療機関が行う療養の給付の内容として、傷病の治療等に必要かつ相当と認められる一連の医療サービスの給付が定められていることに照らすと、ある患者の治療等について複数の保険医療機関が関与する場合、一方の保険医療機関のみならず他方の保険医療機関も自ら主体となって療養の給付を行ったと評価されるためには、他方の保険医療機関における関与が、人と物とが結合された組織体である保険医療機関として、自ら主体となって当該患者に対しその傷病の治療等に必要かつ相当と認められる医療サービスの給付を行ったものと評価することができるか否かという観点から判断することが相当である。
- 2 各病院は、本件手術の実施に当たり、執刀医、看護師や臨床工学技士など、麻酔を担当する医師を除く全ての医療従事者を提供しているほか、本件手術に必要な設備や器具、薬剤等についても全て用意し提供しているのであるから、各病院が自ら主体となって本件手術を実施したものであることは明らかである。そうすると、当該患者の治療等へのAクリニック（原告）の関与は、各病院が主体となって実施した本件手術において、その各種の医療関係行為の一環として行われた麻酔施術につき、麻酔専門医である原告を提供したにとどまるものといえる。
- 3 したがって、患者の治療等におけるAクリニック（原告）の関与については、人と物とが結合された組織体である保険医療機関として、自ら主体となって当該患者に対しその傷病の治療等に必要かつ相当と認められる医療サービスの給付を行ったと評価することはできないから、原告が自ら主体として療養の給付を行ったと認めることはできない。
- 4 以上によれば、原告は自ら主体として療養の給付を行ったとは認められないから、麻酔施術に係る社会保険診療につき支払を受けるべき地位にあるとはいえず、各報酬額は措置法26条1項にいう「社会保険診療につき支払を受けるべき金額」に該当しない。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 音子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4版39枚）が必要な方は、送料・実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので、下記宛ご一報ください。